公益財団法人　大友福祉振興財団

障がい者助成金（品）交付要項

（2025 年度）

1.　趣旨

公益財団法人大友福祉振興財団障がい者助成金（品）交付規程に基づき、助成事業の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 助成の対象

北海道内に活動拠点を有する障がい者福祉施設。

3. 応募方法

助成を受けようとする団体は、下記の書類を当財団理事長宛て指定された期日迄に**郵送にて提出**すること。※必要に応じてコピーを取るので**ホチキス・クリップとインデックスは使用しないで下さい。**

（1）　助成金（品）交付申請書（様式1）

（2）　団体の概要と助成申請内容（付表1）

（3）　役員名簿、会員名簿、カタログ、見積書（工事の場合は 2 つ以上の業者から）

前年度の貸借対照表・損益計算書に相当するもの

4. 応募期間

2025 年 6 月 23 日(月)から 7 月 31 日(木)必着　受付は郵送のみとする

（決定は9月下旬から 10 月上旬を予定）

5. 助成内容

（1）現金助成は行わない。

（2）障がい者の方のみが、身体の不便さを補うために直接使用する物品。

（3）施設の環境改善とみなされる事務用品、備品等（コンピュータ・印刷機等）は対象外。

（4）申請品が上記に該当するかどうかわからない時、及び工事を伴う申請については、事前に電話等で問い合わせすること。

6. 助成限度について

一施設に付き一年に一度、継続助成は原則として3年を限度とする。3年間継続助成を受けた施設は、一年間応募資格なしとする。

同一法人の同一建物内の別施設についても上記と同様とする。

7. 助成金（品）の自己負担

申請にあたっては、助成金（品）の費用の一部自己負担を伴うものとする。

（1）申請額が 1,250,000 円迄は、20％以上の自己負担。

（2）申請額が 1,250,000 円を超える場合の助成金額の上限は、1,000,000 円とする。

例） 申請額 1,400,000 円の場合　助成額 1,000,000 円　自己負担額 400,000 円

※自己負担の方が極端に多額になる場合は申請前に当財団にご相談下さい。

8. 審査及び助成金（品）交付の決定

助成金（品）の交付は、申請書精査及び現地訪問面接調査の後、助成事業選考委員会の審査を経て、理事会に於いて審議承認の上決定する。

9. 助成金（品）の交付

助成が決定した団体等に対して、助成金額、供与物品の種類、助成条件等所要事項を記載した助成金（品）承認書を交付する。原則として申請者の希望する品物で交付する。尚、助成品は当財団にて購入し、交付するものとする。

10. 寄贈シールの掲示

助成金（品）の交付を受けた団体等は、当該物品等に別に定める本財団支給の寄贈シールを掲示しなければならない。

11. 助成金（品）使用状況報告書の提出

助成を受けた団体は、交付後3か月が経過した時期に助成金（品）使用状況報告書（様式2）を理事長に提出し、本財団の監査を受けるものとする。

12. 助成金（品）の返還

本財団は助成金（品）の交付を受けた団体が、次の各号に該当する場合は、助成金（品）の全部又は一部を返還させることが出来るものとする。

（1）助成金（品）の交付申請につき不正の事実があった場合

（2）助成事業を中止又は遂行する見込みがなくなったと認めた場合

（3）助成金（品）の使途が交付書の「助成する項目」と著しく異なる場合

13. 助成物品の管理

助成事業により取得した物品の管理は、助成品取得団体が、周到な注意をもって管理しなければならない。